

093-001

「帝国憲法改正草案要綱」

93

新編
憲法改正草案要綱

憲法改正草案要綱

日本國民ハ、國會ニ於ケル正當ニ選舉セラレタル代表者ヲ選ジテ行敷
シ、我等自身及子孫、爲ニ國民トノ平和的權力ノ成界及此ノ完全土
ニ及ブ自由ノ福ヲ確保シ、且政府ノ行爲ニ依リ互ビ競争ノ慘禍ノ發
生スルガ如キコトヲカラシメントラ決意ス、乃チ茲ニ國民至高貴思
ラ宣言シ、國政ヲ以テ其ノ權威ハ之ヲ國民ニ承ケ、其ノ權力ハ國民ノ
代表者之ヲ行使シ、其ノ利益ハ國民之ヲ享有スベキ崇高ナル信託ナリ
トスル基本の原理ニ則リ此ノ憲法ヲ制定確立シ、之ト牴牾スル一切ノ
法令及勅勅ヲ廢止ス。

日本國民ハ永世ニ亙リ平和ヲ希求シ、人種關係ヲ支配スル高邁ナル強
國ヲ望ムク自覺シ、我等ノ安全及生存ヲ維持スル爲世界ノ平和愛好諸國
民ノ公正ト信義ニ信倚センコトヲ誓ス。

日本國民ハ平和ヲ維持シ且本邦ノ善從、壓抑及侵蝕ヲ永遠ニ掃拭ス
トスル國際社會ニ依シテ名譽アル地位ヲ占メントラ庶幾フ、我等ハ



萬國民均シテ恐怖ト缺乏ヨリ解放セラレ、平和ノ裡ニ生存スル權利ヲ有
 スルコトヲ主張シ且承認ス。
 我等ハ何レノ國ニ單ニ自己ニ對シテ、責任ヲ有スルニ非ズシテ、政治
 道徳、法則、普遍的ナルガ故ニ、之ヲ遵守スルコトハ自國ノ主權ヲ維持
 シ他國ト、對等關係ヲ主張セントスル各國ノ責トベキ義務ナリト信ズ。
 日本國民ハ國家ノ名譽ヲ辱シ全力ヲ擧ゲテ此等ノ高遠ナル目的ヲ達成セ
 ンコトヲ誓フ。

第一 天皇

第一 天皇ハ日本國民至高ノ地位ニ據キ日本國及世ノ國民統合ノ象徴
 タルニキコト
 第二 皇位ハ神代ノ傳説ニ據タル皇統ニ據ルニ依リ世襲シテ
 之ヲ繼承スルコト
 第三 天皇ノ即位ニ關スル行儀ハ凡テ内閣ノ建議ニ依リ内閣ハ其
 ノ責ニ任ズルコト
 第四 天皇ハ世ノ統治ノ定ムル國務ニ關シテ、外政治ニ關スル建議ヲ有
 スルコトニキコト
 第五 天皇ハ神代ノ傳説ニ依リ其ノ神代ニ任スルコトニ據ルコト
 第六 皇統ニ關シテ、凡テ内閣ノ建議ニ依リ天皇ノ名ニ
 依リ其ノ行儀ヲ行フニ、トシ此ノ場合ニ於テハ前記第四條一項ニ據
 ラスルコト

093-002

「帝国憲法改正草案要綱」



第六 天皇ハ國會、將各ニ其ノ内閣總理大臣ニ任命スルコト
 第七 天皇ハ内閣、其ノ國務大臣ニ任命スルコト、爲ニ左ノ國務ヲ行フコト

- 一 法律改正、法律、政令及省令ノ公布
- 二 國庫、召集
- 三 奏請院、解散
- 四 衆議院議員總選舉ヲ行フニキテ、宣布
- 五 國務大臣、大使及法官、定ムル其、條、官吏、任免、罷免
- 六 大赦、特赦、減刑、刑、執行、停止及復権、假釋
- 七 榮典、授與
- 八 外國、大使及公使、接受
- 九 武典、發行
- 十 皇室、禮典及金銀其、條、財產、繼承、國庫、廢止及復権、假釋

第九 國、主權、發露トシテ行フ戰爭及武有ニ依ル威嚇及ハ武力、行
 他國ト、門、紛争、解決、具トスルコトハ永久ニ之ヲ拋棄スル
 事

陸海軍其、他、兵力、保持ハ之ヲ許サズ、交戰機ハ之ヲ認メザ
 ルコト

第十 國民ハ凡テ、基本的人權、享有シ妨ガレサルコトトシテモ、トシ
 此、憲法、保障スル國民、基本的人權ハ永遠ニ取ルル不可得、權利ト
 シテ現在及將來、國民ニ賦與セラルベキコト
 第十一 此、憲法、保障スル自由及權利ハ國民ニ於テ不斷ニ之ヲ保持
 シテ之ヲ共同ニ行使スル其、義務ハ自前ニ情ニ公共、義務、爲ニ之ヲ
 利用スル、皆然ナリトス
 第十二 凡テ國民、個性ハ之ヲ尊重シ、其、生命、自由及選舉權其ノ對シ

093-003

93 「帝国憲法改正草案要綱」



スル權利ニ付テハ公共ノ利益ニ阻礙トシテ限リ立法及、他懲罰、國
 政、上ニ於テ最大ノ權限ヲ持テルコト
 第三三 凡ソ人ハ法、下ニ平等ニシテ人種、信條、性別、社會的地位、
 又ハ門地ニ依リ政治的、經濟的又ハ社會的關係ニ於テ差別ヲ受ケル
 コトナキコト
 將來何人ト雖モ職業タル、故ヨリ國又ハ地方公共團體ニ於テ何種
 ノ政治的權力ヲ持テズルコトナキコトヲ認メ、故ニ現存ノ條、憲法中ニ
 限リ之ヲ廢止スルコトトシテ議案ヲ議決スル其ノ他、樂典、投票ニハ何
 種ノ制限ヲ作フコトナキコトヲ認メ、樂典、投票ノ現ニ之ヲ有ル又ハ將來
 之ヲ受ケル者、一代ニ限リ其ノ效力ヲ消スルコト
 第三四 國民ハ其ノ公會議員ヲ選定シ投票用スル、權利ヲ享有スルコト公
 務員ハ凡ソ全體ノ委任ヲ受ケ、一任ノ委任ヲ受ケザルコト
 凡ソ選舉ニ於ケル投票、秘密ハ之ヲ保シ之ヲカサズ選舉人ハ其ノ選舉
 ニ關シ公的ニ秘密トシ投票ノ開ケルルニ至ルカハカカレハキコト

第三五 何人ト雖モ其ノ他ニ關スル救済、公務員ノ罷免及法律、
 命令又ハ規則、制定、廢止又ハ改正ニ關シ平等ニ權利ヲ爲ス權利
 有ル何人ト雖モ其ノ權利ヲ爲シタル、故ニ以テ如何ナル差別待遇ヲモ
 受ケルコトナキコト
 第三六 何人ト雖モ如何ナル奴隸的義務ニモ服セシメラルルコトナク
 犯罪ニ因ル處罰、場合ニ依リ、外其ノ重ニ反スル苦役ハ之ヲ禁ズル
 コト
 第三七 思想及良心、自由ハ侵スベカラザルコト
 第三八 信條、自由ハ何人ニ對シテモ之ヲ保障スルコトトシ如何ナル
 宗教團體モ國家ヨリ特權ヲ受ケルコトナク且政治上、行政上
 ルコトナカルヘキコト
 何人ト雖モ宗教上ノ行爲、祀典、儀式又ハ行事ニ參加スルコトヲ強
 制セザルヘキコト
 凡其ノ如何ナル宗教的活動ヲ爲スベカラ
 ザルコト



第十九 集會、結社及言論、出版其、他一切、表現、自由ハ之ニ保障
シ檢閲ハ之ヲ禁ジ通信、秘密ハ之ヲ傳スベカラザルコト

第二十 國民ハ凡テ公共、福祉ニ牴觸セザル限り居住、移轉及職業選
擇、自由ヲ有スルコト

第二十一 國民ハ外國ニ移住シ又ハ回籍シ離脱スル、自由ヲ得ルルコトハキ
コト

第二十二 國民ハ凡テ研學、自由ヲ保障セラルルコト

第二十三 婚姻ハ兩性雙方、合意ニ基キテ、成立シ且夫婦ガ同等、
權利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互、協力ニ依リ維持セラルベキコト
配偶、選擇、財産權、相続、住所、選定、離婚或ニ婚姻及家族ニ關
スル其、他、事項ニ關シ個人、權威及兩性、本質的平等ニ立脚スル
法律ヲ制定スベキコト

第二十四 法律ハ有テユル生活分野ニ於テ社會、福祉及安寧、公衆衛
生、自由、正義或ニ民主主義、向上發展、爲ニ立案セラルベキコト

第二十五 國民ハ凡テ法律、定ムル所ニ依リ其、義務ニ應ジ拘ルルコト
受ケルコト、權利ヲ有スルコト

第二十六 國民ハ凡テ其、教育ハ無償タルコト

第二十七 國民ハ凡テ勤勞、權利ヲ有スルコト

第二十八 就業神聖其、他、勤勞條件ニ關スル基準ハ法律ヲ以テ之ヲ定
ムルコト

第二十九 勸業、不營使用ハ之ヲ禁止スベキコト

第三十 勸業者、團結及團體交渉其、他、集團行爲ヲ爲ス、權利ハ
之ヲ保障スベキコト

第三十一 財産權ハ侵サラルコトハキコト

第三十二 財産權、内容ハ法律ヲ以テ之ヲ定メ公共、福祉ニ適應セラルコト

第三十三 私有財産ハ正當ナル補償ヲ以テ之ヲ公共、用ニ供セラルルコトアル
ベキコト

第三十四 何人ト隨テ進行犯トシテ逮捕セラルル場合ニ除ク、外禁錮

第三十五 何人ト隨テ進行犯トシテ逮捕セラルル場合ニ除ク、外禁錮

第三十六 何人ト隨テ進行犯トシテ逮捕セラルル場合ニ除ク、外禁錮

第三十七 何人ト隨テ進行犯トシテ逮捕セラルル場合ニ除ク、外禁錮

第三十八 何人ト隨テ進行犯トシテ逮捕セラルル場合ニ除ク、外禁錮

093-005

93 「帝国憲法改正草案要綱」



アル司法官権カ務スル令狀ニシテ懸追ノ理由タル犯罪ヲ明示スルモ
 二十九 何人ト雖ザレバ逮捕セラルルコトナキコト
 被告人ニ依頼スル、權利ヲ得ヘラルルコトナクシテ逮捕又ハ拘留セ
 らルルコトナク何人モ正當ノ理由ナクシテ拘留セラルルコトナク
 又アルトキハ其ノ理由ハ直ニ本人及其ノ辯護人ノ出席スル公開ノ法
 庭ニ於テ之ヲ示スベキコト
 三十 何人ト雖モ拘留ノ定ムル手續ニ依ルニ非ザレハ其ノ生命若ハ
 自由ヲ奪ハレ又ハ刑罰ヲ科セラルルコトナカルベク何人モ裁判所ニ
 於テ裁判ヲ受ケル、權利ヲ奪ハラルコトナカルベキコト
 三十一 國民ガ其ノ身體、家庭、尊嚴及所持品ニ付侵入、搜索、拘
 禁及押收ヲ受ケザル權利ハ相當ノ理由ニ基キ且搜索スベキ場所及拘
 禁又ハ押收スベキ人又ハ物ヲ明示スル令狀ヲ發スルニ非ザレバ侵害
 ラルコトナカルベキコト

搜索又ハ拘禁若ハ押收ハ權限ナル司法官憲、發スル各別ノ令狀ニ依
 リ之ヲ行フベキコト
 三十二 公務員ニ依ル拷問及殘虐ナル刑罰ハ絕對ニ之ヲ禁ズベキコ
 ト

三十三 凡ソ刑罰事件ニ於テハ被告人ハ公平ナル裁判所、迅速ナル
 公明裁判ヲ受ケル、權利ヲ享有スベキコト
 刑罰被告人ハ總テ、證人ニ對シ訊問、行ハラル有ラニル機會ヲ與ヘ
 ラレ且公費ヲ以テ自己、爲ニ證人ヲ求ムル、強制的手續ニ付テ、檢
 察官有スベキコト
 被告人ハ如何ナル場合ニ於テモ資格ナル辯護人ニ依頼シ得ヘク若シ
 自己之ヲ依頼スルコト能ハザルトキハ國ニ於テ之ヲ附スルモノトス
 ルコト

三十四 何人ト雖モ自己ニ不利ナル證言ヲ強要セラルザルコト
 刑罰、拷問若ハ脅迫、下ニ又ハ長期ノ監禁若ハ拘禁、爲ニ爲シタル



自由ハ之ヲ證據ト爲スルコト
 何人ト雖モ自己ニ不利ナル時一、證據ガ本人、自由ナル場合ニ於
 テハ有罪トモラレ又ハ處罰セラルベキコトニカルベキコト
 第三十五 何人ト雖モ軍行、時ニ於テ軍法カヨリ行爲又ハ罪ニ無罪ト
 モラレタル行爲ニ因リ刑事上、責任ニ關ハルルコトニカルベキコト
 トスルコト

第四 國會

第三十六 國會ハ國權、最高機關ニシテ國、唯一ノ立法機關トスルコト
 第三十七 國會ハ衆議院及參議院、兩院ニ以テ構成スルコト
 第三十八 兩議院ハ國民ニ依リ選舉セラレ全國國民ヲ代表スル議員ヲ以
 テ之ヲ組織スルコト
 兩議院、議員、員數ハ法律ニ以テ之ヲ定ムルモ、トスルコト
 第三十九 兩議院、議員及其、選舉人タル、資格ハ法律ニ以テ之ヲ定
 ムルコト但シ性別、人種、信條又ハ社會的地位ニ依リテ差別ヲ附ス
 ルコトヲ得ザルコト
 第四十 衆議院議員、任期ハ四年トスルコト但シ衆議院解散、場合ニ
 於テハ其、期間滿了前ニ終了スルコト
 第四十一 兩議院、議員、選舉、選舉區及投票、方法ニ關スル事項ハ
 法律ニ以テ之ヲ定ムルコト

093-007

93 「帝國憲法改正草案要綱」



第四十二 参議院議員、任期ハ一期、議員、半数ニ當ル者、任期ヲ除ク、外六年トシ、三年毎ニ議員、半数ヲ改選スルコト

第四十三 何人ト雖モ同時ニ兩議院、議員タルコトヲ得ザルコト

第四十四 兩議院、議員ハ法律、定ムル所ニ依リ出席シ、相會額、歳費ヲ受ケルコト

第四十五 兩議院、議員ハ法律、定ムル場合ヲ除ク、外國會、會期中逮捕セラルルコトトシ、會期前ニ逮捕セラレタル議員ハ其ノ院、要求ナルトキハ會期中之ニ釋放スベキコト

第四十六 兩議院、議員ハ議院ニ於テ爲シタル演説、討論又ハ表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトトセキコト

第四十七 國會ハ少クトモ毎年一回之ニ召集スルコト

第四十八 内閣ハ國會、臨時會、召集ヲ決定スルコトヲ得ルモノトシ、何レカノ議院、總議員四分、一以上ニ當ル者、要求アリタルトキハ其ノ召集ヲ決定スルコトヲ要スルコト

第四十九 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ解散ノ日ヨリ四十日以内ニ衆議院議員、總選舉ヲ行ヒ其ノ選舉ノ日ヨリ三十日以内ニ國會ヲ召集スベキコト

衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ參議院ハ同時ニ閉會セラルベキトス

第五十 兩議院ハ各、其ノ議員、選舉又ハ資格ニ關スル争訟ノ裁判スルコト

當選セタルコトハ證據ヲ示シタル者、議席ヲ失ハレムルニハ出席議員四分、二以上、多数ニ依リ議決ヲ爲スコトヲ要スルコト

第五十一 兩議院ハ各、其ノ議員三分、一以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スルコトヲ得ザルコト

兩議院、議事ハ此ノ憲法ニ特別ノ定メタル場合ヲ除ク、外出席議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長、決スル所ニ依リ



第五十三 兩議院、議事の公開を秘密會の開始を以て得ずルコト

第五十四 其、議事、記録を保存シ、且之を公開セシムルニ頒布スルコト

出席議員、五分の一以上、要求セルトキハ各議員、變換ハ之ニ議事録ニ記載スルコト

第五十五 兩議院の各、議長其、他、役員を選任スルコト

兩議院の各、其、會議及議事ニ關スル規程を定メ議員ニシテ紀律を課スルヲ、ナルトキ之を裁罰スルコトヲ得ルコト但シ議員の除名スルニハ出席議員過半、二以上、多數を以て議決を爲スルコトヲ要スルコト

第五十六

第五十七 法律案ハ此、憲法ニ特別ノ規定有ラタル場合を除ク、外兩議院ニ於テ可決セラル時法律トシテ成立スルコト

衆議院ニ於テ可決セられたる法律案ハ衆議院ニ於テ出席議員三分、二以上、多數を以て再議可決スルトキハ法律トシテ

成立スルモ、トスルコト

衆議院が衆議院、可決セラル法律案を受理セラル後議會休會中、衆

議院に於テ十日以内ニ議決セザルニ至ルキハ衆議院の衆議院

會若し議案を議決セラルモ、ト看做スルコトヲ得ルコト

第五十八 豫算ハ衆議院ニ提出スルコト

豫算ニ關シ衆議院ニ於テ衆議院が豫算ヲ議決セラル場合ニ於

テ、豫算、豫算ニ關シ衆議院、豫算會を開キ之仍舊見一覽セザ

ルコトハ衆議院、決議スルコトヲ得ルコト

第五十九 憲法、國務院を裁シ、豫算ニ關シ兩會、協賛ニ付セル

亦尚憲法第五十二條ニ據ルコト

第六十 兩議院の各、國務院ニ關シ之ニ關スル議案を以テ之ニ關スル議人

兩會、保護及制裁、提出ヲ要求スルコトヲ得ルモ、トシテ、衆

議院ニ於テ法律、豫算ニ關シ衆議院、憲法ニ關シ衆議院

ニ於テ豫算、豫算ニ關シ



第六十 内閣總理大臣及國務大臣は、兩院の議決を以て、法律を制定スルコト
 第六十一 行政權ハ内閣之ヲ行フコト
 第六十二 内閣ハ其ノ首長タル内閣總理大臣及法律ヲ以テ定ムル其ノ
 他ノ國務大臣ヲ以テ組織スルコト
 第六十三 内閣總理大臣ハ國會ノ決議ヲ以テ選定スルコト此ノ選定ハ
 他ノ凡テノ選舉ニ先テ之ヲ行フベキコト
 第六十四 内閣總理大臣ハ國會ノ協賛ヲ以テ國務大臣ヲ選定スルコト
 第六十五 内閣ハ衆議院ニ於テ不信任ノ決議案ヲ可決シ又ハ信任ノ決

第五 内閣

第六十一 行政權ハ内閣之ヲ行フコト
 第六十二 内閣ハ其ノ首長タル内閣總理大臣及法律ヲ以テ定ムル其ノ
 他ノ國務大臣ヲ以テ組織スルコト
 第六十三 内閣總理大臣ハ國會ノ決議ヲ以テ選定スルコト此ノ選定ハ
 他ノ凡テノ選舉ニ先テ之ヲ行フベキコト
 第六十四 内閣總理大臣ハ國會ノ協賛ヲ以テ國務大臣ヲ選定スルコト
 第六十五 内閣ハ衆議院ニ於テ不信任ノ決議案ヲ可決シ又ハ信任ノ決

093-010

93 「帝国憲法改正草案要綱」



議案ヲ可決セザルトキハ十日以内ニ衆議院ノ解散ヲキ限リ修憲職ヲ爲スコトヲ要スルコト

第六十六 内閣總理大臣缺クルニ至リタルト又ハ衆議院議員總選舉ノ期ニ於テ初メテ國會ノ召集アリタルトキハ内閣ハ總辭職ヲ爲スコトヲ要スルコト

第六十七 前記第六十五及第六十六ノ場合ニ於テハ内閣ハ新ニ内閣總理大臣ノ任命セラルル迄ノ間仍其ノ職務ヲ行フコト

第六十八 内閣總理大臣ハ内閣ヲ代表シテ法律案ヲ提出シ、一般國務及外交關係ノ狀況ヲ國會ニ報告シ或ニ行政各部ヲ監視監督スルコト

- 第六十九 内閣ハ他ノ一院政黨ノ外左ノ各種ヲ行フコト
 - 一 法律ヲ制定シ執行シ國務ヲ掌理スルコト
 - 二 外交關係ヲ處理スルコト
 - 三 條約、國際約定及協定ヲ締結スルコト但シ時宜ニ依リテ或又ハ條約ニ於テ國會ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルコト

四 國會ノ定ムル規準ニ從テ官吏ニ關スル事務ヲ掌理スルコト

五 豫算ヲ作成シテ國會ニ提出スルコト

六 此ノ憲法及法律ノ規定ヲ實施スル爲メ命令及規則ヲ制定公布スルコト但シ其ノ命令及規則ニハ時ニ當該法律ノ委任アル場合ヲ除クノ外刑罰規定ヲ設クルコトヲ得ザルコト

七 大赦、特赦、減刑、刑ノ執行停止及復權ヲ決定スルコト

第七十 法律及命令ハ凡テ主務大臣署名シ内閣總理大臣之ニ副署スルコトヲ要スルコト

第七十一 國務各大臣ハ其ノ在任中ハ内閣總理大臣ノ許諾ヲクシテ訴訟セラルルコトヲキコト但シ之ニ因リテ訴訟ノ權利ヲ害スルコトヲ得ザルコト

093-011

93 「帝國憲法改正草案要綱」



第六 司法

第七十二 司法權ハ凡テ最高裁判所及法律ヲ以テ定ムル下級裁判所之
ヲ行フコト

特別裁判所ハ之ヲ設置スルコトヲ集メ行政機關ハ終審トシテ裁判ヲ
行フコトヲ得ザルコト

裁判官ハ凡テ其ノ良心ニ從テ獨立シテ其ノ職權ヲ行ヒ此ノ憲法及法
律ニ依ルノ外其ノ職權ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受ケルコトナキコト

第七十三 最高裁判所ハ訴訟手續ヲ審議士ニ開スル事項ハ裁判所ノ内
部規律、司法事務處理及司法權ノ自由ナル行使ニ關スル事項ニ付規
則ヲ定ムルノ權限ヲ有スルコト

檢察官ハ最高裁判所ノ定ムル規則ニ從フコトヲ要シ最高裁判所ハ下
級裁判所ニ關スル規則ヲ定ムルノ權限ヲ之ニ委任スルコトヲ得ルコ
ト

第七十四 裁判官ハ裁判ニ依リ心神ノ耗弱又ハ身體ノ故障ノ爲職務ヲ

行フコト能ハスト決定セラレタル場合ヲ除クノ外公關ノ職効ニ依ル
ニ非ザレバ罷免スルコトヲ得ズ裁判官ハ行政官廳ノ懲戒處分ヲ受ケ
ルコトナキコト

第七十五 最高裁判所ハ法律ノ定ムル員數ノ裁判官ヲ以テ之ヲ構成シ
此等ノ裁判官ハ凡テ内閣ニ總シテ之ヲ任命シ滿七十歳ニ達シタル時選
官スルモノトスルコト

最高裁判所ノ裁判官ノ任命ハ其ノ任命後最初ニ行ハルル衆議院議員
總選舉ノ際國民ノ審査ニ付シ爾後十年ヲ經過シタル後最初ニ行ハル
ル衆議院議員總選舉ノ際更ニ審査ニ付シ其ノ後ニ於テ亦同ジキコト

前項ノ場合ニ於テ投票者ノ多數ガ裁判官ノ罷免ヲ可トスルトキハ當
該裁判官ハ罷免セラレベキモノトスルコト

審査ニ關スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト

此等ノ裁判官ハ凡テ定期ニ適當ノ報償ヲ受ケルモノトス此ノ報償ハ
在任中ニテ減額スルコトヲ得ザルコト

093-012

93 「帝国憲法改正草案要綱」



第七十六 下級裁判所ノ裁判官ハ最高裁判所ノ指名シタル者ノ名簿ニ
 載ケ内閣ニ於テ之ヲ任命シ此等ノ裁判官ハ十年ヲ以テ任期トシ再任
 ヲ妨グザルコト裁判官ハ凡テ定期ニ適當ノ報償ヲ受ケルモノトスル
 コト此ノ報償ハ在任中ニテ減額スルコトヲ得ザルコト裁判官ハ滿七
 十歳ニ達シタル後ハ在任スルコトヲ得ザルコト
 第七十七 最高裁判所ハ最終裁判所トシ一切ノ法律、命令、規則又ハ
 處分ノ憲法ニ適合スルヤ否ヲ決定スルノ權限ヲ有スルコト
 第七十八 裁判ノ對案及判決ハ公開法廷ニ於テ之ヲ行フベキコト但シ
 裁判所ガ全員一致ヲ以テ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ヲ害スルノ虞アリ
 トシタル場合ニ於テハ對案ハ公開セズシテ之ヲ行フコトヲ得ルコ
 ト政治ニ關スル犯罪ノ出版物ニ關スル犯罪及此ノ憲法第三ノ保障スル
 國民ノ權利ニ係ル事件ノ對案ハ常ニ之ヲ公開スルコトヲ要スルコト

第七 會計

第七十九 國ノ財政ヲ處理スル權限ノ行使ハ國會ノ議決ニ基クコトヲ
 要スルコト
 第八十 新ニ租稅ヲ課シ又ハ現行ノ租稅ヲ變更スルハ國會ノ協贊又ハ
 國會ノ定ムル條件ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルコト
 此ノ憲法施行ノ際現ニ行ハルル租稅ハ國會ガ之ヲ變更スルニ至ル迄
 ハ現行ノ法令ニ從フ之ヲ徵收スルコト
 第八十一 國費ヲ支出シ又ハ既ニ於テ債務ヲ負擔スルハ國會ノ議決ニ
 基クニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルコト
 第八十二 内閣ハ毎會計年度ノ豫算ヲ調製シ國會ニ提出シテ其ノ審議
 及協贊ヲ受クベキコト
 第八十三 豫見シ難キ豫算ノ不足ニ充ツル爲メ國會ノ協贊ヲ經テ豫備費
 ヲ設ケ内閣ノ責任ヲ以テ之ヲ支出スルコトヲ得ルコト
 豫備費ノ支出ニ付テハ凡テ内閣ニ於テ國會ノ承諾ヲ受ケルコトヲ要

093-013

「帝國憲法改正草案要綱」



スルコト

第八十四 世襲財産ヲ除ク、外皇室ノ財産ハ凡テ國ニ屬ス皇室財産ヨ
リ生ズル收益ハ凡テ國庫ノ收入トシ法律ノ定ムル皇室經營ノ支出ハ
豫算ニ由リ國會ノ協賛ヲ經ベキコト

第八十五 公金其ノ他ノ公ノ財産ハ宗教制度若ハ宗教團體ノ使用、便
益若ハ維持ノ爲メハ國ノ管理ニ屬セザル慈善、教育若ハ博愛ノ事業
ニ對シ之ヲ出捐スルコトヲ得ザルコト

第八十六 國ノ收入支出ノ決算ハ凡テ毎會計検査院之ヲ検査シ内閣ハ
ハ次年度ニ於テ其ノ検査報告ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベキコト
會計検査院ノ組織及權限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベキコト

第八十七 内閣ハ國會及國民ニ對シ定期ニ且少クトモ毎年一回國ノ財
政狀況ニ付報告ヲ爲スベキコト

第八 地方自治

第八十八 地方公共團體ノ組織及運営ニ關スル事項ハ地方自治ノ本旨
ニ基キ法律ヲ以テ之ヲ定ムベキコト

第八十九 地方公共團體ニハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ議事機關トシ
テ議會ヲ設クベキコト

地方公共團體ノ長、其ノ議會ノ議員及法律ノ定ムル其ノ他ノ吏員ハ
當該地方公共團體ノ住民ニ於テ直接之ヲ選舉スベキコト

第九十 地方公共團體ハ其ノ財産ヲ管理シ、行政ヲ執行シ及事務ヲ處
理スルノ權能ヲ有シ、且法律ノ範圍内ニ於テ條例ヲ制定スルコトヲ
得ベキコト

第九十一 一ノ公共團體ニノ適用アル特別法ハ法律ノ定ムル所ニ依
リ當該地方公共團體ノ住民多數ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ國會之ヲ制
定スルコトヲ得ザルコト

093-014

93 「帝国憲法改正草案要綱」



第九 改正

第九十二 此ノ憲法ノ改正ハ各議院ノ總議員三分ノ二以上ノ贊成ヲ以テ國會之ヲ發議シ國民ニ提案シテ其ノ承認ヲ經ベキコトトシ國民ノ承認ハ國會ノ定ムル所ニ依リ行ハルル投票ニ於テ其ノ多數ノ贊成アルコトヲ要スルコト

憲法改正ニ付前項ノ承認ヲ經タルトキハ天皇ハ國民ノ名ニ於テ憲法ノ一部ヲ成スモノトシテ直ニ之ヲ公布スベキコト

第十 最高法規

第九十三 此ノ憲法並ニ之ニ基キテ制定セラレタル法律及條約ハ國ノ最高法規トシ、其ノ條規ニ矛盾スル法律、命令、詔勅及其ノ他ノ政府ノ行爲ノ全部又ハ一部ハ其ノ效力ヲ失フコト

第九十四 此ノ憲法ノ日本國屬ニ保障スル基本的人權ハ人類ノ多年ニ亙ル自由獲得ノ努力ノ成果ニシテ、此等ノ權利ハ過去幾多ノ試練ニ蒙リ現在及將來ノ國民ニ對シ永劫不磨ノモノトシテ賦與セラレタルモノトスルコト

天皇又ハ攝政及國務大臣、兩議院ノ議員、裁判官其ノ他ノ公務員ハ此ノ憲法ヲ尊重擁護スルノ義務ヲ負フコト

093-015

93 「帝國憲法改正草案要綱」



093-016

93 「帝国憲法改正草案要綱」

国立国会図書館

第十一 補則

第九十五 此ノ憲法實施ノ際現ニ存スル國務大臣、兩院院ノ議員、兼
 判官其ノ他ノ公務員ハ此ノ憲法ノ條規ニ拘ラズ後任者ノ選舉又ハ任
 命ニ至ル迄現行法令ノ定ムル所ニ從テ仍其ノ任ニ留マラルモノトスル

